

災害時及び台風時等の休園の判断について

令和5年6月に那覇市より、暴風警報による休園の基準が更新されました。園児、保護者及び職員の安全確保を図るためにもご協力の方よろしくお願ひします。

1. 休園の判断基準

**「暴風警報の発令」 または
「避難情報等警戒レベル3(高齢者等避難)」の
いずれかが発令された場合、休園となります。**

※路線バスの運行停止の場合も休園となります。

- ①登園後に警報が発令された場合は、イロドリンク、電話等で連絡するので、お迎えをお願い致します。
- ②その他、急激な天候変化などにより、園長判断で休園を決定する場合があります。

2. 避難情報等警戒レベル3が解除になった場合

**避難情報等警戒レベル3(高齢者等避難)が解除になった
場合、下記の通り受け入れを開始します。**

※暴風警報の解除ではなく、避難情報等警戒レベル3の解除となります。

《避難情報等警戒レベル3解除後の登園・給食について》

解除の時間	園児受け入れ・給食
7:30までの間に 警戒レベル2以下となった場合	その1時間後より受け入れ開始。 給食有り
7:31~11:00の間に 警戒レベル2以下となった場合	その1時間後より受け入れ開始。 給食調理が間に合わないため、 <u>弁当持参。</u>
11:01~15:00の間に 警戒レベル2以下となった場合	その1時間後より受け入れ開始。 昼食を済ませて登園してください。
15:01時点で 警戒レベル3以上の場合	休園

※給食を提供する場合は、献立が変更になる可能性をご了承ください。

**警報の発令・解除については、テレビ・ラジオなどの情報または、
行政機関の指示でその都度判断します。**